

平成二十五年政令第三百二十六号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令
内閣は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第二条第二号及び第四号、第七条第二号ロ、又及びル並びに第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
（五百三十九号）

第一条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条 第二号の政令で定める海域は、北緯八度五十二分東経七十八度八分の点と北緯六度五十六分東経七十九度五十四分の点を結んだ線、北緯七度二分東経八十一度五十分の点、南緯十度東経八十一度五十分の点及び南緯十度東経三十九度四十八分の点を順次結んだ線、北緯二十五度五十九分東経五十六度二十四分の点と北緯二十五度五十分東経五十七度五十九分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的經濟水域を含む。）に限る。）とする。

第二条 法第二条第四号の政令で定める物資は、次に掲げるものとする。

第二条 法第一条第四号の政令で定める物資

物資は、次に掲げるものとする。

二　爆發物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的でする行為に係るものに限る。）

三　決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪

四　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものに限る。）、暴力行為等処罰に関する法律第一条ノニに規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限る。）

五 盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条に規定する罪（刑法第一百四十二条の罪（人を負傷させたとき限り）を犯す行為に係るものに限る。）

六 消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）第三十九条の二に規定する罪

七 航空機の強取等の处罚に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第二条に規定する罪

八 人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律（昭和四十五年法律第二百四十一号）第二条に規定する罪

定する罪　**火炎びんの使用等の処罰に関する法律**（昭和四十七年法律第十七号）第二条に規定する罪

十人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第四条に規定す
（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものは限る。）

十一 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約

等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項に規定する罪（同法第二項に規定する罪（人の命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）又はこれらに該当する罪（人の命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

**十二　流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）第
一〇九条の罪に係る同条第三項に規定する罪**

第十九条 第一項から第三項までに規定する罪
第十三節 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八

同条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る）若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る）

十四 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条に規定する罪

十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）

六十七条に規定する罪 十六 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）

第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、第四条（同号に係る部分に限る。）若しくは第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪又は同法第六条の二第一項若し

くは第二項に規定する罪（同条第一項第一号に掲げる罪（同法第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）の罪、刑法第百八條若しくは第百九条第一項の罪、同法第百十七条第一項の

罪（同法第一百八条又は第百九条第一項の例により処断すべきものに限る。）、同法第一百十九条、第一百二十六条第一項若しくは第二項、第一百四十六条前段若しくは第一百四条の罪、細菌兵器

(生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する事項

する法律第九条第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七条第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条第一項の罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）に規定するものに限る。）に当たる行為に係るものに限る。）

十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律第三条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十八 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第四条に規定する罪

第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三、又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条第一項、第一百七十七条第一項、第一百八十条（同法第一百七十六条第一項又は第一百七十七条第一項に係る部分に限る。）第一百九十四条、第一百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第一百三十四条、第一百三十六条、第一百三十八条、第二百四十二条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六条又は第二百三十八条に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪

二 爆発物取締罰則第一条又は第二条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。）

三 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四条第二項に規定する罪

四 暴力行為等处罚に関する法律第一条に規定する罪（刑法第二百八十八条の罪を犯す行為に係るものを除く。）又は暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八十八条の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）

五 盗犯等の防止及び处分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び处分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条に規定する罪

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の四第一項又は第二項に規定する罪

八 国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第一百十条第一項第八号に規定する罪

九 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第一百三十六号）第四十六条に規定する罪

十 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第一号に規定する罪

十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条第一項第五号（同法第一百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第一百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）、第一百九十七条の二（同法第一百五十八条に係る部分に限る。）、第一百九十七条の三（同法第一百五十八条に係る部分に限る。）に規定する罪

十二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十号）第一百十一条第一号に規定する罪

十三 競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）第三十二条の五に規定する罪

十四 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四条に規定する罪

十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百二十五条、第二百二十九条又は第二百三十一条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

十六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九条に規定する罪

十七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条第二項に規定する罪

十八 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六条第一号に規定する罪

十九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二百三十六条第四項に規定する罪

二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十六条第二項に規定する罪

二十一 売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第七条第二項又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百二十六条第二項に規定する罪

二十三 航空機の強取等の处罚に関する法律第一条又は第四条に規定する罪

二十四 火炎びんの使用等の处罚に関する法律第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

二十五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第七十条第一号（同法第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項、第五十二条第二項又は第五十八条の十第三項若しくは第五項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十六 人質による強要行為等の处罚に関する法律第一条から第三条までに規定する罪

二十七 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪

二十八 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十三条第一号（同法第四条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十九 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条第二号（同法第十五条の三第一項第三号に係る部分に限る。）又は第三号に規定する罪

三十 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪

三十一 保険業法（平成七年法律第二百五号）第三百三十二条第四項に規定する罪

三十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五条に規定する罪

三十三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十二条に規定する罪

三十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第三百十一条第六項に規定する罪

三十五 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪

三十六 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号に係る部分に限る。）、第四条（同項第七号及び第十三号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪

三十七 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十六条又は第二百六十三条に規定する罪

三十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第一百四十条第四号（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

三十九 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十六条に規定する罪

四十 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二百七十二条に規定する罪

十三号（新金融商品取引法第二百五十八条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十一年法律第七十五号）第七条第二号ルに掲げる者に該当することとなる者に対する同法第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による確認の取消しについては、なお従前の例による。

附 則（令和三年六月二日政令第一六二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年一月四日政令第四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

附 則（令和四年七月一日政令第一四三号）

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（令和四年一〇月五日政令第三二一号）

この政令は、令和四年十一月一日から施行する。
（施行期日）

附 則（令和五年七月五日政令第二三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第八条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第五条の規定の適用については、旧刑法第二百七十六条、第二百七十七条又は第二百八十一条（旧刑法第二百七十六又は第二百七十七条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新令第五条第一号に掲げる罪とみなす。

附 則（令和五年七月五日政令第二三六号）

この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

附 則（令和六年一月三日政令第二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。